

令和 7 年度水質測定計画基本方針（案）の概要

1. 目的

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画を策定する。

（根拠法令：水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）第 15 条、第 16 条）

2. 測定地点の選定

公共用水域

（1）環境基準点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、環境基準の維持達成状況を把握するための地点（原則 1 水域あたり 1 地点で、県内の合計 65 地点を選定）。

（2）補足地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、環境基準点を補完する地点として選定（水域の大きさ、支川の合流点等を考慮し、汚濁状況の把握が望ましい地点を選定）

（3）一般地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされていない水域において、汚濁の進んだ都市内河川、今後水質の変化があると予想される地点、ダム湖等を水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

（4）水系別測定地点数

	大和川水系	紀の川水系	淀川水系	新宮川水系	合計	備考
調査地点数	51	18	38	14	121	合計 121 地点
環境基準点	21 (0)	5 (1)	28 (2)	11 (4)	65	測定区分（基準Ⅰ・Ⅱ）
補足地点	20 (0)	3 (1)	7 (1)	0 (0)	30	測定区分（補足）
一般地点	10 (0)	10 (0)	3 (0)	3 (1)	26	測定区分（一般）

※（ ）は湖沼の環境基準点数

（5）調査機関

原則、管理主体が行う。

国土交通省（17 地点）、水資源機構（3 地点）、奈良県（90 地点）、奈良市（11 地点）

地下水

（1）概況調査

新たな地下水汚染の発見を目的として、県内をメッシュ区分し、その中に原則 1 メッシュ 1 地点を選定（全 2 3 8 メッシュ）。5 年間のローリング調査で約 2 0 0 地点（うち奈良市 3 3 地点）の水質調査を実施。

<参考>

- ・大和平野及び五條市の市街地：1 辺 2 k m メッシュ
- ・上記以外の地域：1 辺 1 0 k m メッシュ

(2) 継続監視調査

過去3年の調査で基準超過した以下の地点について超過項目を測定する。

測定項目	市町村(地点数)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	橿原市(1)、五條市(1)、生駒市(1)
ひ素	河合町(1)
鉛	生駒市(1)、香芝市(1)

3. 調査項目及び測定回数

公共用水域

(1) 生活環境項目 (BOD等11項目)

大和川基準、紀の川基準Ⅰ、の基準点：年12回測定。

淀川基準Ⅱ、紀の川基準Ⅱ、新宮川基準の基準点及びその他の地点：年4回測定。

また、水生生物保全に係る項目については、類型指定区域の地点について年4～12回、その他の地点で年1～12回測定。

(2) 健康項目 (カドミウム等27項目)

・原則的に、全環境基準点について年1回測定。

(3) 特殊項目 (銅、クロム等6項目)

排水基準の定められた項目について測定

・環境基準点のうち主要な地点 (主に支川流末) で年1～12回測定。

(4) その他の項目 (陰イオン界面活性剤等8項目)

・年4～12回測定。

(5) ダム湖調査項目 (オルトリン酸態リン、クロロフィルa)

・年4回測定。

(6) 要監視項目 (トルエン等32項目)

・環境基準点で原則年1～2回測定。

(7) ローリング調査項目 (要監視項目)

[奈良県]

12地点において要監視項目 (農薬・有機化合物18項目) を3年ローリング

[国土交通省]

2地点において健康項目 (カドミウム等18項目) をローリング

3地点において健康項目 (カドミウム等4項目) をローリング

3地点において健康項目 (1,3-ジクロロプロペン等6項目) をローリング

5地点において有機塩素系化合物 (ジクロロメタン以外) をローリング

2地点において特殊項目 (溶解性マンガン) をローリング

1地点において要監視項目 (プロピザミド等4項目) をローリング

地下水

(1) 概況調査

・健康項目と要監視項目について年1回測定。

(2) 継続監視調査

・超過した項目及び必要に応じて関連項目について年1回測定。

公共用水域（底質）

- ・大和川水系の主要な 20 地点（主に支川流末）で年 1 回測定
（内 14 地点において PCB を 3 年ローリング）
- ・淀川水系の鷺千代橋及び白砂川流末で年 1 回測定
- ・布目ダム湖及び室生ダム（県水取水口）で年 1 回測定
- ・芳野川で年 4 回測定